朋友会規約

第1章 総則

- 第 1 条 本会は朋友会と名称する。
- 第 2 条 本会は会員間互助親睦を図り、併せて母校発展に寄与すると共に、社会奉仕事業 をなすを目的とする。
- 第 3 条 本会は下記の事業を行う。
 - 1、同窓会名簿の発行
 - 1、母校教育事業の援助
 - 1、母校職員に対する謝意
 - 1、物故会員の追悼会
 - 1、その他必要と認めた事業
- 第4条 本会は事務所を母校に置き、又必要に応じて各地に支部を置く。

第2章 会員

第 5条 本会は正会員・客員・顧問(名誉会長)を以って構成する。

第 6 条 本会の正会員は長崎短期大学の卒業生で構成する。但し中途退学、もしくは他校に転校したもので本校に一年以上在学したもので、本人の希望があれば理事会の承認を得て正会員とする。

第7条 本会は母校現教職員並びに、本会に功労のある者を推し総会の承認を 得て客員とする。

第 8 条 在職学長は、本会の顧問(名誉会長)として本会の重要事項の諮問に 応ずる。

第 9 条 会員は入会の際本籍・現住所・氏名及び職業等を本会に届け出なければならない。

第3章 役員及び理事

- 第 10 条 本会には下記の役員を置く。
 - 1、会長 1 名
 - 2、副会長 2 名
 - 3、幹事 10 名

 - 4、事務局 3 名
 - 5、会計 1 名
 - 6、会計監査 2 名
 - 7、理事 若干名(但し理事は各同期生の推薦に依り各 3 名と決 定し、会長は之を委嘱する。)

第 11 条 役員の任務は次の通りである。

会長 …本会を代表し会務を総理する。

副会長 …会長を補佐し、会長事故ある場合はその職務を代行する。

幹事 …本会に関する総ての記録を作成保管し、会員の閲覧を供する。

事務局 …同窓会の管理一般

会計 …本会の金銭をすべて保管し、又理事会の承認した銀行にそれらの金銭を預金 するものとする。

会計は本会の各会合において、本会の財政状態を報告し、又いかなる会員の検査にも提

供し得るすべての記録を保管しておくべきものとする。

- 第 12 条 理事は一切の会務掌理し、本会の代表として会長の諮問に応ずる。 理事会及会員間の連絡事務を掌する。内一名は、会長の委嘱に依り会計事務 を監督する。
- 第 13 条 役員及び理事の任期は二ヶ年とし再任を妨げない。欠員あるとこは直ちに補 充し、後任者の任期は前任者の残余の任期とする。
- 第 14 条 役員の選出方法は、会員から推薦により総会での承認を得る。

第4章 会議

- 第 15 条 本会の会議は、総会・理事会とする。
- **第 16 条** 総会は本会の最高決議機関であり、毎年 3 月に会長、之を招集する。
- 第 17 条 本会の総会には、事務会計は現状を報告並びに議案も審議決定する。
- 第 18 条 理事会は必要に応じて会長、之を開催し、会務の運営について協議する。
- 第 19 条 本会には必要に応じて、理事会の決議により委員会を設置し、各種の事業を 分担管掌する。
- 第 20 条 各委員会の長、並びに委員は理事会が選任する。
- 第 21 条 本会の会議における決議は、総て出席者の3分の2以上の多数決による。

第5章 会計

- 第 22 条 本会の費用は、会費基金の利子及び寄付金を以って之を充当する。
- 2 前項の規定に関し、現役学生の奨学金等の就学支援に係る費用(以下「奨学金」という) に限り、次の各号を適用することができる
 - (1) 奨学金の原資の充実を図るため、超過収入の処分に際して、奨学金積立金を積み立てることができる。
- (2) 奨学金の原資の充実を図るため、長崎短期大学同窓会奨学金寄付金(以下「寄付金」という)を勧奪することができる。勧募した寄付金は、これを奨学金積立金に積み立てなければならない。
- (3) 寄付金の額は1口 1,000 円とし、 10 口以上の高額寄付金には会長名の感謝状を授与す

る。

- (4) 奨学金積立金の取り崩しは、理事会の議決を要する。
- 第 23 条 正会員は入会時迄に本会維持費として金三千円を納入しなければならない。
- 第 24 条 総会の費用は出席会員の負担とする。 但しこの一部を維持費より補助する事もある。
- 第 25 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より 3 月末日迄とする。

第6章 支部

- 第 26 条 本会の支部の役員は、本部の承認を得なければならない。
- 第 27 条 各支部は、支部員の動勢を本部に報告しなければならない。 前項に移動を生じた時も之に準ずる。
- 第 28 条 支部費用は本部で一部負担することもある。

第7章 附則

第 29 条 本会則改正は総会に於いて、会員出席数3分の2以上の賛成を得なければならない。

第 30 条 本会則を昭和 45 年2月1日より施行する。(発効)

本会則を昭和 59 年4月1日より施行する。(一部改正)

本会則を平成 17 年4月1日より施行する。 (一部改正)

本会則を平成 21 年4月1日より施行する。 (一部改正)